

社会福祉士・過去問肢別集（第18回～第33回）問題編

第1 成年後見の申立て

- 1 社会福祉協議会は、成年後見の申し立てをすることはできない（第25回82問改）。
- 2 日常生活自立支援事業を実施している法人としての社会福祉協議会は、成年後見制度を利用するための申し立てを家庭裁判所に行なうことができる（第23回72問改）。
- 3 日常生活自立支援事業の生活支援員は、成年後見制度を利用するための申し立てを家庭裁判所に行なうことができる（第23回72問改）。
- 4 民生委員は、担当地域の高齢者の成年後見申立てをすることができる（第30回83問改）。
- 5 保佐開始の審判を本人が申し立てることできない（第28回78問）。
- 6 本人の前夫は、後見開始の申し立てをすることができる（第30回83問改）。
- 7 市役所は、地域の高齢者が認知症になっているにも関わらず、成年後見の申し立てがなされない場合、当該高齢者の親族に成年後見開始の審判の申し立てを命じることができる（第30回83問改）。
- 8 精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な者については、家庭裁判所は職権で補助開始の審判をすることができる（第26回80問）。
- 9 浪費者が有する財産を保全するため、保佐開始の審判を経て保佐人を付すことができる（第32回80問）。
- 10 保佐開始の審判を受けていたものが事理弁識能力を欠く常況になった場合には、家庭裁判所は職権で後見開始の審判を行なうことができる（第22回73問）。
- 11 子が自分を成年後見人候補者として、親に対する後見開始の審判を申し

立てた後、家庭裁判所から第三者を成年後見人とする意向が示された場合、審判前であれば、家庭裁判所の許可なくとも、その子は申立てを取り下げることができる（第32回80問）。

- 1 2 後見開始の審判をする際には、本人の同意が必要である（第25回82問改）。
- 1 3 家庭裁判所は、職権で被保佐人のために特定の行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる（第25回80問）。
- 1 4 保佐人が本人の土地を売却することになった場合保佐開始の審判とは別にこの土地を売却するための代理権の付与についても審判を受ける必要がある（第23回72問）。
- 1 5 保佐人に対して同意権と取消権とが同時に付与されることはない（第28回78問）。
- 1 6 保佐開始及び補助開始の申立においては、いずれの場合も本人の同意が必要である（第29回81問）。
- 1 7 補助開始の審判には本人の同意は、必要とされない（第27回80問）。
- 1 8 補助人に同意権を付与するには被補助人の同意は不要である（第29回81問）。
- 1 9 本人の同意を得れば、補助人に代理権を付与することはできる（第33回81問改）。
- 2 0 未成年後見人は、1人でなければならないが、成年後見人は複数でも良い（第19回67問）。
- 2 1 保佐人が2人以上選任されることはない（第28回78問）。
- 2 2 法人が保佐人として選任されることはない（第28回78問）。
- 2 3 家庭裁判所は、破産者を成年後見人に選任することはできないが、未成

年者を成年後見人に選任することはできる（第26回80問）。

- 24 保佐及び補助における判断能力の判定に際して、いずれも原則として医師等の専門家による鑑定が必要である（第29回81問）。
- 25 補助の開始には精神の状況につき鑑定が必要とされている（第27回80問）。
- 26 家庭裁判所は成年後見開始の審判をするときは、職権で成年後見人を選任し保佐人及び補助人についても同様に職権で選任する（第26回80問）。
- 27 未成年後見人・成年後見人ともに必ず家庭裁判所によって選任される（第19回67問）。

第2 市町村長申立

- 1 財産上の利益を不当に得る目的での取引の被害を受けるおそれのある高齢者について、被害を防止するため、市町村長はその高齢者のために後見開始の審判の請求をすることができる（第32回80問）。
- 2 65歳未満の者対象として市町村長申立てをすることはできない（第28回82問）。
- 3 市町村申立においては、後見のみを対象としており保佐及び補助の開始申立てをすることができない（第28回82問）。
- 4 本人に四親等内の親族がいる場合、市町村長申立てをすることはできない（第28回82問）。
- 5 市町村長には市町村長申立ての円滑な実施のために、後見等の業務を適正に行える人材を育成するのに必要な措置を講ずる義務がある（第28回82問）。
- 6 市町村長申立てができない場合、都道府県知事が申立てをする（第28回82問）。

第3 後見人等の業務

- 1 成年後見人がその職務を行なう際には、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない（第20回66問）。
- 2 保佐人は、保佐の事務を行なうに当たっては、被保佐人の心身の状態及び生活の状況の悪化が、予想されても、被保佐人の意思を尊重しなければならない（第25回80問）。
- 3 本人が認知症の場合、制限行為能力を理由に契約を取り消すことができる（第25回77問）。
- 4 自己の所有する不動産を売却した成年被後見人は成年後見人の同意を事前に出ていた場合にはこれを取り消すことができない（第22回73問）。
- 5 成年被後見人が自己の所有する不動産を売却したとき、その時点で意思能力を有していた場合でも成年後見人は契約を取り消すことができる（第22回73問）。
- 6 成年後見人はその職務として成年被後見人の財産に関して代理権を行使することができるが、自己決定権の尊重という理念に基づき、成年被後見人が行った法律行為については取消権を行使することができない（第20回66問）。
- 7 成年被後見人が建物の贈与を受けたとき成年後見人はこれを取り消すことができない（第22回73問）。
- 8 成年被後見人のなした日常生活に関する法律行為については、成年後見人が取り消すことができる（第26回80問）。
- 9 保佐開始または補助開始後、保佐人又は補助人は、いずれも被保佐人又は被補助人がした日用品の購入など日常生活に関する行為の取消を行なうことができる（第29回81問）。
- 10 保佐人は、日常生活に関する法律行為を取り消すことはできない（第28回78問）。

→ ○ （後見人・補助人も同様）

- 1 1 被保佐人は日用品の購入その他日常生活に関する行為につき、保佐人の同意を要する（第25回80問）。
- 1 2 保佐人は日用品の購入など日常生活に関する行為の取り消しを行なうことができる（第23回72問改）。
- 1 3 保佐開始後、被保佐人が保佐人の同意を得ずに多額の借金をした場合、被保佐人及び保佐人いずれからも取り消すことができる（第29回81問）。
- 1 4 判断能力が低下した常況で自己所有の土地を安価で売却してしまった高齢者のため、その後に後見開始の審判を申し立てて成年後見人が選任された場合、行為能力の制限を理由に、その成年後見人はこの土地の売買契約を取り消すことができる（第32回80問）。
- 1 5 成年後見人が成年被後見人の居住用不動産を売却する場合、家庭裁判所の許可は不要である（第28回81問）。
- 1 6 成年被後見人の居住用不動産の売却には、成年後見人が単独でなし得る（第30回82問改）。
- 1 7 成年後見人が成年被後見人の居住用不動産の賃貸借契約の解除する場合、家庭裁判所の許可が必要である（第28回83問）。
- 1 8 後見人は、被後見人を強制的に介護保険施設に入所することできない（第28回83問）。
- 1 9 要介護度の区分変更を申請するのは成年後見人の業務の範囲に含まれる（第28回83問）。
- 2 0 成年被後見人宛の信書等の郵便物の転送は、成年後見人が単独でなし得る（第30回82問改）。
- 2 1 成年後見人には医療同意権は認められていない（第28回83問）。

- 2 2 後見人が弁護士である場合は、被後見人の手術の実施に同意する事ができる（第25回82問改）。
- 2 3 成年被後見人が成年後見人の同意を得ないでした婚姻はこれを取り消すことができる（第22回73問）。
- 2 4 未成年後見人、成年後見人ともにその被後見人の婚姻について同意権を有する（第19回67問）。
- 2 5 成年後見人は、本人に対し居所指定権を行使することができる（第33回81問改）。
- 2 6 成年後見人は、本人に対して懲戒権を行使することができる（第33回81問改）。
- 2 7 保佐人が選任された場合、遺産分割については保佐人の同意を得る必要があるが、相続の承認や放棄については同意を得る必要はない（第23回72問改）。
- 2 8 保佐人は、本人に対して営業許可権を行使することができる（第33回81問改）
- 2 9 成年被後見人が相続人である遺産相続の放棄は、成年後見人が単独でなし得る（第30回82問改）。
- 3 0 複数の補助人がいる場合、補助人は共同して同意権を行使しなければならない（第27回80問）。
- 3 1 成年後見人は、その職務として、成年被後見人の生活・療養看護に関して代理権を行使することができるが、そのための費用の支出については代理権がない（第20回66問）。
- 3 2 成年後見人の職務は、例えば成年被後見人の介護のために福祉サービス契約を締結することであって、現実の介護行為を行なうことまでは含まれない（第20回66問）。

- 3 3 成年後見人が成年被後見人を養子にする場合、家庭裁判所の許可は不要である（第28回81問）。
- 3 4 成年被後見人の遺体の火葬に関する契約の締結は、成年後見人が単独でなし得うる（第30回82問改）。
- 3 5 成年後見人は正当な事由がある場合、家庭裁判所への届出を持ってその任務を辞することができる（第28回81問）。
- 3 6 成年後見人はいずれも家庭裁判所に届け出ることによってその任務を辞することができる（第26回80問）。
- 3 7 未成年後見人、成年後見人共に正当の事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て辞任することができる。

第4 後見人等に対する監督

- 1 成年後見人の監督は、家庭裁判所が行なう（第27回83問改）。
- 2 成年後見人の業務に疑義があることを理由に、家庭裁判所が直接、成年被後見人の財産状況を調査することできない（第28回81問）。
- 3 家庭裁判所は必要があると認めるときは、被保佐人その親族もしくは保佐人の請求により、又は職権で保佐監督人を選任することができる（第25回80問）。
- 4 成年後見人に不正な行為著しい不行跡などの事実がある場合、家庭裁判所は職権で成年後見人を解任できる（第28回81問）。
- 5 成年被後見人のための特別代理人の選任は、成年後見人が単独でなし得る（第30回82問改）。
- 6 保佐人と被保佐人との利益が相反する行為については、保佐人は特別代理人の選任を家庭裁判所に請求しなければならない（第25回80問）。
- 7 補助監督人がいない場合で利益相反するときには、補助人は臨時補助人の選任を請求しなければならない（第27回80問）。

→○（民法876条の7）

第5 任意後見制度

- 1 任意後見制度は民法の改正によって導入された（第18回64問）。
- 2 任意後見契約は、公正証書によって作成しなければならない（第18回64問）。
- 3 任意後見契約を締結するには、公正証書の作成が必要である（第23回73問改）。
- 4 任意後見契約を締結した場合、公証人は、家庭裁判所に任意後見契約の届出をしなければならない（第33回82問改）。
- 5 任意後見契約は、事理弁識能力喪失後の一定の事務を委託する契約書が当事者間で作成されていれば効力を有する（第26回81問）。
- 6 任意後見契約の内容は戸籍への記載によって公示される（第18回64問）。
- 7 任意後見契約では、代理行為目録に記載された代理権が付与される（第33回82問）。
- 8 任意後見契約は、任意後見契約の締結によって直ちに効力が生じる（第30回79問）。
- 9 任意後見契約は、家庭裁判所が任意後見監督人の選任した時から効力が生じる（第18回64問）。
- 10 任意後見契約の締結は、法務局で行なう必要がある（第30回79問）。
- 11 任意後見契約を締結した後と本人が判断能力を喪失した場合には任意後見契約は、その効力を失う（第23回73問改）。
- 12 任意後見契約が登記された後、本人の判断能力が喪失した場合、本人の姉は、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任を請求することはできない

い（第23回73問改）。

- 13 本人は、任意後見監督人選任の請求を家庭裁判所に行くことはできない（第33回82問）。
- 14 任意後見契約では、本人の事理弁識能力が不十分になれば家庭裁判所が職権で任意後見監督人を選任する（第26回81問）。
- 15 任意後見人の配偶者は、任意後見監督人になることができないが、兄弟姉妹は任意後見監督人になることができる（第26回81問）。
- 16 任意後見人の配偶者であることは任意後見監督人の欠格事由に該当する（第30回79問）。
- 17 任意後見契約が登記されている場合、家庭裁判所は本人に対する後見開始の審判をすることはできない（第23回73問改）。
- 18 任意後見監督人が選任された後において、本人が後見開始の審判を受けたとしても、任意後見契約は継続される（第33回82問）。
- 19 任意後見人と本人との利益が相反する場合、任意後見監督人があっても特別代理人を選任しなければならない（第26回81問）。
- 20 任意後見人と本人との利益が相反する場合は特別代理人を選任する必要がある（第30回79問）。
- 21 家庭裁判所は任意後見人に不正な行為があるとき、その職権で任意後見人を解任することができる（第23回73問改）。
- 22 任意後見人が選任される前において、任意後見受任者は、家庭裁判所の許可を得て任意後見契約を解除することができる（第33回82問）。

- 2 3 任意後見監督人の選任後、任意後見人は正当な理由がある場合、家庭裁判所の許可を得れば任意後見契約を解除できる（第26回81問）。
- 2 4 任意後見契約の解除は、任意後見監督人の選任後も公証人の認証を受けた書面によってできる（第30回79問）。
- 2 5 任意後見人、任意後見監督人には取消権は認められていない（第33回81問改）。

第6 成年後見関係事件の概況（令和2年1月～12月を前提）

- 1 成年後見制度の利用者総数は、毎年減少している（第28回80問改）。
- 2 令和2年12月末日時点の成年後見制度の利用者は、約20万人である（第30回81問改）。
- 3 成年後見関係事件の申立件数は、毎年増加している（第28回80問改）。
→ × 平成31年・令和元年に前年度から減少している。
- 4 令和2年の後見関係事件の開始審判申立件数は2万件に満たない（第27回81問改）。
→ × 毎年申立件数は3万件を超えている。
- 5 令和2年の成年後見関係事件の申立件数は、約10万件である（第30回81問改）。
→ × 令和2年の成年後見関係事件の申立件数は、3万7235件である。
- 6 令和2年の成年関係事件において開始原因として最も多かったのは知的障害である（第31回80問改）。
→ 一番多いのは、認知症が多く全体の64.1%を占める。
- 7 令和2年の成年後見事件の本人の男女別割合を見ると、女性よりも男性の方が多（第24回75問改）。
→ ×
- 8 令和2年の成年後見事件の本人の10歳ごとの年齢別割合を見ると、男女とも80歳以上（80歳以上のすべての年代を含む）が最も多（第24回

75問改)。

- 9 令和2年の成年後見関係事件では市町村長申立による申し立ての方が本人の子によるものより多い(第27回81問改)。
- 10 令和2年の成年関係事件において、申立人として最も多かったのは、市区町村長である(第31回80問改)。
- 11 令和2年の法定後見の申立人の内訳をみると親族よりも市町村長が多い(第22回74問改)。
- 12 市町村長申立件数は、毎年増加している(第28回80問改)。
- 13 令和2年の成年後見事件の申立人と本人との関係を見ると、検察官の申立は市町村長の申立よりも多い(第24回75問改)。
- 14 令和2年の成年後見事件の家庭裁判所管内別の市町村長申立件数を見ると、東京よりも大阪の方が多い(第24回75問改)。
- 15 「成年後見関係事件」の「終局事件」のうち、鑑定を実施したものは全体の過半数であった(第30回81問改)。
- 16 令和2年の成年関係事件において鑑定期間として最も多かったのは、2か月を超え3ヶ月以内である(第31回80問改)。
- 17 令和2年の成年後見事件の審理期間を見ると、2か月以内に終局したものが全体の約50%で長期化する傾向にある(第24回75問改)。
- 18 令和2年の法定後見の主な申し立ての動機を見ると「預貯金等の管理・解約(財産管理処分)」が最も多い(第28回80問改)。
- 19 令和2年の法定後見の主な申し立ての動機を見ると身上監護よりも財産処分が多い(第22回74問改)。
- 20 令和2年の法定後見の主な申し立ての動機を見ると介護保険締結のために最も多い(第30回81問改)。

- 2 1 令和 2 年の成年関係事件において、申し立ての動機として、最も多かったのは、身上監護である（第 3 1 回 8 0 問改）。
- 2 2 令和 2 年の成年後見関係事件の申立件数をみると、任意後見監督人選任が後見開始よりも多い（第 2 2 回 7 4 問改）。
- 2 3 令和 2 年の法定後見の中で補助開始、保佐開始、後見開始の申立件数を比較すると補助開始が後見開始よりも多い（第 2 2 回 7 4 問改）。
- 2 4 成年後見関係事件の認容率は 7 0 % を下回っている年がある（第 2 8 回 8 0 問改）。
- 2 5 令和 2 年の成年後見人等と本人との関係を見ると社会福祉士、弁護士、司法書士が選任される割合が、親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族が選任される割合よりも多い（第 2 2 回 7 4 問改）。
- 2 6 令和 2 年の成年後見関係事件において、親族以外の第三者が成年後見人等に選任された割合は 5 割を超える（第 2 7 回 8 1 問改）。
- 2 7 令和 2 年の成年関係事件において「成年後見人等」と本人との関係を見ると親族が「成年後見人等」に選任されたものが全体の約 6 0 % である（第 3 0 回 8 1 問改）。
- 2 8 令和 2 年の成年関係事件において「成年後見人等」に選任された者として最も多かったのは司法書士である（第 3 1 回 8 0 問改）。

第 7 成年高専制度の利用促進

- 1 成年後見制度利用促進基本計画の対象期間は、おおむね 1 0 年程度とされている（第 3 2 回 8 2 問）。
- 2 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない（第 3 2 回 8 2 問）。
- 3 成年後見制度利用促進基本計画においては、利用のしやすさよりも不正防

止の徹底が優先課題とされている（第32回82問）。

- 4 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けることとされている（第32回82問）。
- 5 「成年後見制度利用促進法」にいう「成年後見等実施機関」とは「介護、医療、又は金融にかかわる事業その他の成年後見制度の利用の促進に関連する事業を行う者」をいう（第32回82問）。

第8 日常生活自立支援事業

- 1 日常生活自立支援事業は国庫補助事業であり、第2種社会福祉事業に規定された「福祉サービス利用援助事業」に該当する（第23回75問）。
- 2 日常生活自立支援事業における日常的金銭管理の民法上の根拠は「委任契約」である。（第29回79問）
- 3 日常生活自立支援事業の実施主体は、都道府県であり、事業の一部を地域包括支援センターに委託できることになっている（第23回75問）。
- 4 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、日常生活自立支援事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託することができる（第31回81問改）。
- 5 日常生活支援事業において具体的な支援を行う生活支援員は社会福祉士や精神保健福祉士の資格があつて一定の研修を受けた者とされている。
- 6 精神障害者福祉手帳を所持していなければ日常生活自立支援事業を利用することはできない（第27回82問）。
- 7 法定後見のいずれかの類型に該当する程度に判断能力が低下した本人が日常生活自立支援事業の利用契約を締結することは、法律で禁じられている（第31回81問改）。
- 8 日常生活自立支援事業の実施主体である都道府県社会福祉協議会は、職権

- 9 日常生活自立支援事業の契約締結に当たって、本人の判断能力に疑義がある場合は、市町村が利用の可否を判断する（第31回81問改）。
- 10 利用者の判断能力の急速な低下に対応するため、日常生活自立支援事業の今後の利用について検討する場合、運営適正化委員会における審査にかけることになる（第32回82問改）。
- 11 日常生活自立支援事業の利用者の内訳は、認知症高齢者・知的障害者・精神障害者がほぼ同じ割合となっている（第23回75問）。
- 12 日常生活自立支援事業の事業内容には、福祉サービスの利用援助や苦情解決制度の利用援助のほか、本人の契約行為の取り消しを含む日常的金銭管理などがある（第23回75問）。
- 13 日常生活自立支援事業の実施主体は利用者が不適切な売買契約を実施した場合、それを取り消すことができる（第27回82問改）。
- 14 日常生活自立支援事業の一環として、利用者の自宅を処分することができる（第32回82問改）。
- 15 住民票の届出に関する援助は、日常生活自立支援事業の対象外である（第27回82問改）。
- 16 福祉サービスについての苦情解決制度の利用援助を行なうことは日常生活自立支援事業の対象となる（第27回82問改）。
- 17 日常生活自立支援事業の契約期間を定めた場合、利用者は契約の途中で解約できない（第27回82問改）。
- 18 日常生活自立支援事業における支援計画の変更は、利用者の親族の同意が必要となる（第32回82問改）。
- 19 判断能力の低下により、日常生活自立支援事業による援助が困難であると実施事業者が認めた場合には、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行う必要がある。

20 成年後見人が選任された場合、法律上、日常生活自立支援事業の利用は禁止される（第25回82問改）。

21 成年後見人による日常生活自立支援事業の利用契約の締結は、法律で禁じられている（第31回81問改）。

第9 成年後見制度利用支援事業

1 市町村が実施する成年後見制度利用支援事業においては、市町村長申立て以外の場合を対処することできない（第26回82問改）。

2 市町村が実施する成年後見制度利用支援事業においては、申立費用だけでなく、成年後見人等の報酬も対象とすることができる（第26回82問改）。

3 市町村が実施する成年後見制度利用支援事業においては、高齢者ではない知的障害者及び精神障害者を対象とすることできない（第26回82問改）。

4 市町村が実施する成年後見制度利用支援事業においては、「後見」を対象とし「保佐」「補助」を対象とすることはできない（第26回82問改）。

5 市町村が実施する成年後見制度利用支援事業においては、社会福祉法における第一種社会福祉事業と位置付けられている（第26回82問改）。

第10 成年後見その他

1 被補助人は、社会福祉士になることはできない（第27回80問）。

2 平成25年の公職選挙法の改正により、国政選挙を除き成年被後見人の選挙権が回復された（第27回81問）。

3 老人福祉法改正により、市民後見人の育成及び活用が市町村の必須事務となった（第27回81問）。

4 成年被後見人である責任無能力者が他人に損害を加えた場合、その者の成年後見人は、法定の監護義務者に準ずるような場合であっても、被害者に対する損害賠償責任を負わない（第32回80問）。

5 未成年後見人は、被後見人たる児童が同居の親族に該当する場合、未成年

後見人が被後見人の財産を横領したとしても刑を免除する親族間の特例が適用される（第24回74問）。

6 成年後見登記事項証明書の交付事務を取り扱う組織は「法務局」である（第29回82問）。